

広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例をここに公布する。

令和五年七月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十一号

広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第十九条第二項、第三十二条及び第三十八条第二項の規定に基づき、宅地造成等に関する工事に係る定期の報告の期間、許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る定期の報告の期間について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(宅地造成等に関する工事に係る定期の報告の期間)

第三条 法第十九条第二項の規定に基づき、条例で定める期間は、宅地造成等に関する工事の期間が三月未満のものに限り、四十五日とする。

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第四条 法第三十二条の規定に基づき、条例で定める規模の特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
 - 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが一メートルを超えるもの
 - 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの
- 2 法第三十二条の規定に基づき、条例で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
- 一 高さが一メートルを超える土石の堆積
 - 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平

方メートルを超えるもの

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る定期の報告の期間)

第五条 法第三十八条第二項の規定に基づき、条例で定める期間は、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の期間が三月未満のものに限り、第三条に規定する期間とする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。